⑷　経営状況が著しく不健全であると認められる者
⑸　建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条に規定する許可を受けていない者
⑹　測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録を受けていない者
⑺　建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者
⑻　地質調査を希望する者で、地質調査業者登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第718号）第２条に規定する登録を受けていない者

5　競争参加者の資格審査及び資格
⑴　前記４⑴から⑻までのいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。
⑵　前記⑴を除く者については、次のとおり資格審査を行う。
ア　建設工事　下記ａからｅまでの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに高点順に配列の上、等級の区分を設けている業種区分については、高点順に等級を付して、競争参加資格を認定する。
ａ　建設工事の実績（年間平均完成工事高）
ｂ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）
ｃ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フローの額、利益剰余金の額）
ｄ　技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）
ｅ　その他（建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、研究開発費の額、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況）
イ　測量・建設コンサルタント等業務　下記ａからｃまでの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに競争参加資格を認定する。
ａ　業務の実績（年間平均実績高）
ｂ　経営規模（自己資本額、技術職員及び技術職員以外の職員の数）
ｃ　経営状況（流動比率、自己資本固定比率、総資本純利益率、営業年数）

6　官公需適格組合の証明を受けた者の取扱い
申請者が官公需適格組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に限る。）で、総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、別に定める手続により、参加資格の申請を行うことができる。

7　会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者等の取扱い
建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。
なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することはできない。

8　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い
建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

9　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格
特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

10　資格審査結果の通知
「資格決定通知書」により通知する。

11　競争参加資格の有効期間
令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。なお、後記12の随時受付の場合は、資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

12　随時受付
前記２⑴及び⑵の期間後に参加資格の申請をする場合は、令和７年２月３日以降、前記３⑵イに示す場所において、申請書類の郵送又は持参にて随時受け付ける。　ただし、前記10の資格決定通知書による通知は、同年４月１日以降とする。
なお、別に定める様式については、データ形式による提出も可とする。

13　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
前記３⑵イに同じ。

14　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例
能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における３⑶アｄの規定の適用については、「令和５年６月16日以降」及び「申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

競争参加資格に関する公示

令和７・８年度において国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局を除く。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年10月１日
国土交通省大臣官房会計課長　千葉　信義

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業種区分及び発注する工事の種類
⑴　土木工事業
⑵　建築工事業
⑶　電気工事業
⑷　管工事業
⑸　鋼構造物工事業
⑹　舗装工事業
⑺　塗装工事業
⑻　防水工事業
⑼　内装仕上工事業
⑽　機械器具設置工事業
⑾　電気通信工事業
⑿　造園工事業
⒀　水道施設工事業
⒁　消防施設工事業
⒂　清掃施設工事業
注　工事の種類については建設業法第２条別表第１による区分とする。

2　業種区分及び発注する測量等の種類
⑴　測量：測量法第55条による登録を受け営む業務
⑵　建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第２条に規定する建設コンサルタント業務（含：設計・監理）
⑶　地質調査：地質調査業者登録規程第２条に規定する地質調査業務
⑷　補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程第２条に規定する補償コンサルタント業務
⑸　その他の業種：その他登録を受けて営む業務

3　申請の時期
⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により令和６年12月２日から令和７年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/
測量等　https://www.pqrc.mlit.go.jp/
ただし、４⑵①㈠～㈦に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請については、令和６年12月２日から令和７年１月15日までの間に郵送（書留郵便に限る。当日消印有効。以下同じ。）又は電子メール（最終日の16時受信分まで有効）を送付するものとする。
⑵　随時の申請時期は、令和７年１月16日以降とする。

4　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に配布する。